「原子力災害対策指針」で規定される「原子力災害医療」のポイント

1 被ばく医療体制から原子力災害医療体制への移行



原子力施設の事故により発生する傷病者への対応



<新たな視点>

通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の 考え方を取り入れた医療提供体制 原子力災害時における医療対応(原子力災害医療)の考え方

被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮し、被災者等に施す医療のコントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を迅速、的確に行うことが必要となる。

そのためには、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が 各々の役割(トリアージ、救急処置、避難退域時検査・指導、簡易 除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者 の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等) を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく 医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重 要である。

汚染の有無や汚染レベルの高低に限定されない受入施設を確保し、原子力災害医療の提供体制を確保



◆「原子力災害拠点病院」の創設【県が指定】

汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な診療を実施

「原子力災害医療派遣チーム」(※)を保有

(※)医師、看護師、放射線防護関係者から構成される4名以上の医療チーム。被災県の要請に基づき、非被災県から被災県へ派遣。

◆「原子力災害医療協力機関」の創設【県が登録】

原子力災害拠点病院が行う医療対応への協力

県が行う原子力災害対策への支援

体制を持続するための国の支援機関の強化



◆「高度被ばく医療支援センター」の創設【国が指定】放射線医学総合研究所、長崎大学、広島大学、福島県立医科大学、弘前大学

原子力災害拠点病院では対応できない長期的かつ専門的な診療

教育•研修、訓練

専門家NW構築

被ばく患者の線量評価や診療等に関する指導、助言、支援等を行う「専門チーム」を保有

◆「原子力災害医療・総合支援センター」の創設 【国が指定】長崎大学、広島大学、福島県立医科大学、弘前大学

「原子力災害医療派遣チーム」の派遣調整

「原子力災害医療派遣チーム」の研修とNW構築

今年度の主な業務進行の報告

- → 平成30年1月1日付けで、3つの病院を原子力災害拠点病院に指定しました。また、15の機関を原子力災害医療協力機関に登録しました。
- ▶国の指定する高度被ばく医療支援センターと原子力災害医療・総合支援センターの支援を受け、今後、継続的に、教育・研修を進め、全国ベースのネットワーク体制を構築していきます。
- ▶県内のネットワーク体制の構築については、「宮城地区原子力災害医療ネットワーク会議」を活用し、状況に対応できる体制の確立に努めてまいります。
- ▶国の予算を活用し必要となる資機材の整備を進めると ともに、研修を定期開催し、人材育成にも配慮してま いります。

【今年度の主な研修(予定含む)】

- ・ 〈拠点病院対象〉 中核人材研修
- ・〈拠点病院/協力機関対象〉NIRS放射線事故初動セミナー
- ・〈拠点病院/協力機関対象〉NIRS被ばく医療セミナー
- ・ 〈協力機関対象〉 宮城県原子力災害医療基礎研修
- ▶原子力防災訓練を実施し、原子力災害医療派遣チーム の派遣手順などを確認してまいります。
 - ・原子力発電所で、内部被ばくを伴う傷病者が発生したとの想定で、救急車で医療機関へ搬送を行う際に、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療センター及び原子力災害医療・総合支援センターと連携した派遣チームの派遣手順等を確認する。

